

Press Release

報道関係者各位

令和3年11月16日 照会先 岐阜労働局労働基準部賃金室 室長 市岡 保 専門監督官 加賀 勝仁 電話 058-245-8104

県内2業種の最低賃金を改正します

岐阜労働局長(大地直美)は、岐阜県内の2件の特定(産業別)最低賃金を、それ ぞれ下表のとおり引き上げる改正を決定しました。

件 名	最低賃金額 (時間額)		21 L / 华安石	ᆲᆸᆄ	步工發热口
	現行額	改定額	引上げ額	引上げ率	改正発効日
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	887円	907円	20円	2. 25%	令和3年 12月21日
岐阜県自動車·同附属品製造業 最低賃金	932円	951円	19円	2. 04%	

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金は引き続き時間額971円となります。

特定最低賃金は、県内の対象業種の事業場で働く基幹的労働者約3万8千人に適用 されます。適用業種、適用除外労働者の詳細は、添付資料3をご参照ください。

添付資料 1 官報公示

- 2 特定(産業別)最低賃金の推移
- 3 改正後の最低賃金一覧表